

第2次 胎内市環境基本計画 概要版

2021 ▶ 2030

未来へ繋ぐこの奇跡
よどみない美しい環境を守り
ともに育てていくまち「胎内」



胎内市
令和3年3月



はじめに

第2次胎内市環境基本計画とは

当市では、様々な環境問題に対応する具体的な行動指針を定めた「胎内市環境基本計画」を2011年3月に策定し、市民・事業者・市の協働による住みよいまちづくりを展開してきました。

策定からの10年間で、自然の荒廃や気候変動など本市を取り巻く環境は大きく変化し、私たちは新たな環境課題に直面しています。

そして今回、現計画の計画期間の終了に伴い、現代の環境課題に対応した環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、今後10年間で変化する社会情勢や環境問題に対応すべく「第2次胎内市環境基本計画」を策定しました。



望ましい環境像と基本目標

本計画では、望ましい環境像を前計画から継承し、「未来へ繋ぐこの奇跡 よどみない美しい環境」を守りともに育てていくまち「胎内」としています。

また、これを実現するための5つの基本目標を定めました。



基本目標1 自然環境に関する取組方針

自然環境に関する 10 年後の姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人を惹きつけています。
- ◇ 白砂青松やはまなすの丘、自然公園等の植生が貴重な観光資源となっています。
- ◇ イバラトミヨ等の希少種を含め、胎内でもとから生息・生育する動植物に市民が理解を深め、保全・保護活動を行っています。

施策の方針と行動指針



基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち

胎内市の山岳、丘陵、森林、河川、海岸林と、そこに生息・生育する多様な生物を守るとともに、自然環境の活用を通じた自然との触れ合いによって自然と人が共生するまちを目指します。

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全

- 方針1 美しい海岸地形の保全
- 2 松枯れ防止と松林の保全
- 3 貴重な海浜植物の保護・利用
- 4 自然公園の保全・管理

個別目標2 森林整備と植生の保全

- 方針1 楡形山脈や里山における森林の適正管理
- 2 森林の多面的機能の保全・活用

個別目標3 水辺環境の保全

- 方針1 水辺の生態系の保全
- 2 湧水環境の保全
- 3 河川の防災・減災機能の推進

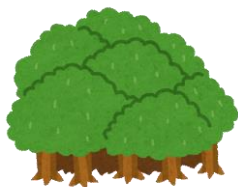
個別目標4 野生動植物との共生

- 方針1 貴重な野生動植物の保全・保護
- 2 身近な野生動植物の生息・生育環境の保全
- 3 外来種対策の推進

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
森林病虫害被害本数	770 本	300 本
市民団体等による海岸美化活動	14 回/年	20 回/年
間伐実施面積	11.1ha	30.0ha
「企業の森」設置数	8 ヲ所	10 ヲ所
水辺の保全活動実施団体数	2 団体	2 団体
堤防の草刈りや清掃活動への参加率 (2020 年度)	25.1%	30.0%
広報紙や SNS による外来種防除及び希少種の紹介件数	0 件	5 件

〈私たちにできること〉

- 白砂青松を守るために、海岸美化活動に取り組みましょう。
- 国定公園や県立自然公園等の優れた自然に触れ、これを楽しみましょう。
- 市民ボランティア等を通じて森林整備活動に参加しましょう。
- 河川の堤防等の草刈りや清掃活動に積極的に参加し、美しい水辺環境を守りましょう。
- 貴重な生物の捕獲・採取を防止し、保護に取り組みましょう。
- 外来生物を持ち込んだり、外に離したりしないようにしましょう。



基本目標2 生活環境に関する取組方針

生活環境に関する 10 年後の姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や環境への影響に配慮された企業活動が地域に浸透しています。
- ◇ ごみに対するマナーが向上し、不法投棄が撲滅され、人々の自発的な環境美化活動が浸透しています。
- ◇ 美しい居住環境が形成されています。
- ◇ ゼロエミッションを目指した資源循環型社会が実現しています。

施策の方針と行動指針



基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち

よどみなく美しい環境を守るために、市民の暮らし等による環境負荷を最小限に抑え、美しい景観を育む取組を進めることで、清浄な生活を送ることができるまちを目指します。

- 方針1 大気汚染の防止
- 2 畜産事業所等からの臭気低減
- 3 水質汚濁の防止
- 4 下水道設備等による生活雑排水の浄化
- 5 土壌汚染の防止
- 6 地下水の監視
- 7 騒音・振動対策の推進

- 方針1 ごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進
- 2 空き地・空き家に関する対策の推進
- 3 地域ぐるみの美化活動の促進
- 4 ペットの飼育マナーの向上

- 方針1 廃棄物の適正処理の推進
- 2 廃棄物の減量化とリサイクルの推進
- 3 食品ロスの削減に向けた取組の推進
- 4 市民、事業者への啓発

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
畜産臭気基準を超過した事業場の割合	38%	0%
河川の BOD の環境基準達成率	100%	100%
下水道接続率	80%	88%
地下水水質の環境基準値超過地点数	3 カ所	0 カ所
騒音・振動の環境基準値超過地点数	0 件/年	0 件/年
不法投棄の発生件数	14 件/年	0 件/年
老朽危険空き家の戸数	51 戸	減少させる
地域の清掃活動への参加割合	41% (2020 年度)	50%
一人一日当たりごみ総排出量	1,075g/人・日	1,043g/人・日
一人一日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)	664g/人・日	630g/人・日
リサイクル率(家庭系ごみ)	16.4%	25.0%

〈私たちにできること〉

- 家庭・事業所からの汚水を適切に処理し、悪臭、騒音・振動による近隣への被害を発生させないように配慮しましょう。
- 不法投棄やポイ捨てをしない、させないことを徹底し、地域ぐるみで防止活動に取り組みましょう。
- 地域の清掃活動、環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 自身が所有する空き地・空き家等の財産を適切に管理しましょう。
- ペットの飼育マナーを守り、適切に飼育しましょう。
- 「もったいない」の精神で物を大切にし、ごみや食べ残しの減量化、分別など資源リサイクルに取り組みましょう。

基本目標3 社会環境に関する取組方針

社会環境に関する 10年後の姿

- ◇ 農地が適切に管理され、美しい農村環境・景観が維持されています。
- ◇ 農地の有害鳥獣被害が抑制され、安心安全な営農活動や市民活動が行われています。
- ◇ 野生鳥獣が適切な場所に生息し、人とのすみ分けがされています。
- ◇ 魅力ある街のたたずまいや景観がまちの資産となっています。
- ◇ 多くの市民が緑豊かな公園や広場を利用し、安心安全で健康的な生活が確保されています。
- ◇ 豪雨等の災害に見舞われても、良好な社会生活が守られる強靱なまちが形成されています。
- ◇ 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。

施策の方針と行動指針



基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち

農村部や都市部の人々の暮らしに基づき、良好な経済活動の支援や、鳥獣被害や災害等に強い強靱なまちづくりを進めることで、快適で安心・安全な生活を送ることができるまちを目指します。

個別目標8 農村環境の保全

- 方針1 農村環境の保全
 - 2 有害鳥獣対策の推進
 - 3 獣被害の発生防止の推進

個別目標9 都市空間の整備

- 方針1 緑豊かな街並み景観の整備推進
 - 2 すべての人にやさしい公共的空間の確保
 - 3 災害に強いまちづくり

個別目標10 歴史・文化の継承

- 方針1 歴史景観や文化財の保護と活用
 - 2 伝統文化の保存と継承

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
遊休農地面積 (農振農用地)	23.4ha	20.0ha
有害鳥獣による 被害額	198万円/年	150万円/年
市民一人あたりの 公園面積	10.6 m ²	12.0 m ²
国県市指定文化財 (累計)	101件	112件

〈私たちにできること〉

- 野生鳥獣による農産物や人への被害防止対策に協力しましょう。
- 身近にできる緑化活動を積極的に実行しましょう。
- 工場・事務所等の敷地は、積極的に緑化などの環境美化活動に努めましょう。
- 都市の雨水浸透対策に協力しましょう。
- 地域の歴史や文化を学び、歴史・文化遺産を大切にしましょう。



基本目標4 地球環境に関する取組方針

地球環境に関する 10 年後の姿

- ◇ 省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギーの導入が進み、温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。
- ◇ 市内からの海洋汚染物質の流出が抑制され、市域に清浄で美しい海が形成されています。
- ◇ SDG s の達成に向けた取組が推進され、国際的取組に貢献しています。

施策の方針と行動指針



基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち

地球温暖化問題など地球規模で発生している環境問題に対し、省エネ活動や温室効果ガスの排出削減など、できることから実践し地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

個別目標 11 地球温暖化対策の推進

- 方針1 温室効果ガス排出量の削減
- 2 再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進
- 3 地球温暖化対策に関する情報提供と共有

指標	基準値 (2013 年度)	目標値 (2030 年度)
温室効果ガス年間総排出量 (市内全域)	376,701 t-CO ₂	278,758 t-CO ₂
温室効果ガス年間総排出量 (市の事務事業)	胎内市地球温暖化防止実行計画により目標を設定します。	

個別目標 12 海洋汚染防止に向けた取組の推進

- 方針1 プラスチックごみの海洋流出防止対策の推進
- 2 漂着ごみ対策における広域連携に向けた働きかけ

指標	基準値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
廃棄物の海洋投棄防止活動に賛同する人の割合	90.3%	増加させる
SDG s の認知度	18.9%	増加させる

個別目標 13 国際的取組への協力

- 方針1 SDG s の達成に貢献する取組の推進

〈私たちにできること〉

- 節電等の家庭・事業所で出来る省エネ活動を実施しましょう。
- 電気製品の買い替えの際は、省エネルギー型製品を選びましょう。
- 「COOL CHOICE」等、地球温暖化対策に資する取組の情報収集に取組みましょう。
- 河川や海へのごみの投棄を行わないことを徹底しましょう。
- SDG s に関する行政や各種団体からの情報を注視し、持続可能な社会の形成に貢献する身近な取組に協力しましょう。



基本目標5 参加行動に関する取組方針

胎内市の10年後の姿

- ◇ 行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業が、それぞれの持つ力を活かして環境に資する取組に参加・協力しています。
- ◇ 人口減少社会においても自治会・集落の組織的な活動が維持され、まちの活性化に貢献しています。
- ◇ 学校教育や生涯学習の場を通じて、幅広い世代が環境に関心を持ち、自ら進んで学習しています。
- ◇ 多くの市民・事業者が行政等の提供する情報に触れることで、環境に関する理解を深めています。

施策の方針と行動指針



基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち

市民・事業者・市が協働し、それぞれが環境教育等を通じて環境課題について理解を深め、積極的に活動していくことで良好な環境を次世代に継承できるまちを目指します。

個別目標 14 協働体制の確立

- 方針1 各主体間における情報の共有
- 2 住みよい郷土づくり協議会等の市民団体との連携
- 3 協働体制の基盤となる人材の育成

個別目標 15 環境教育・環境学習の実施

- 方針1 環境教育、環境学習の促進
- 2 生涯教育における環境学習の拡充

個別目標 16 環境情報の収集・発信

- 方針1 環境に関する情報提供と意識啓発

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
市とNPO等との協働事業数(年間)	50件	60件
事業者の地域の環境保全活動への参加割合	11% (2020年度)	25%
学校での環境に関する出前講座の実施回数	2回/年 (2020年度)	増加させる
環境に関する講演会や講座の開催数	1回/年	5回/年
市が発信する環境全般に関する情報を収集する人の割合	80.2% (2020年度)	85.0%

〈私たちにできること〉

- 地域を構成する一員であることを自覚し、地域の環境保全に資する取組に事業者や市と協働して取り組みましょう。
- 環境の大切さを理解し、その意義を子どもたちに伝えることで、継承していきましょう。
- 環境に関する講演会や講座などに積極的に参加しましょう。
- 事業者は市民や行政に対して工場見学等により、企業としての環境保全の取組を伝えることで、相互の信頼関係を構築しましょう。
- 市や各種団体等が提供する環境に関する情報を積極的に収集しましょう。





第2次胎内市環境基本計画

胎内市

お問い合わせ先

胎内市市民生活課

〒989-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-6132

メールアドレス kankyou@city.tainai.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tainai.niigata.jp/>